

■ 岬町強靱化地域計画の概要

令和2年（2020年）6月

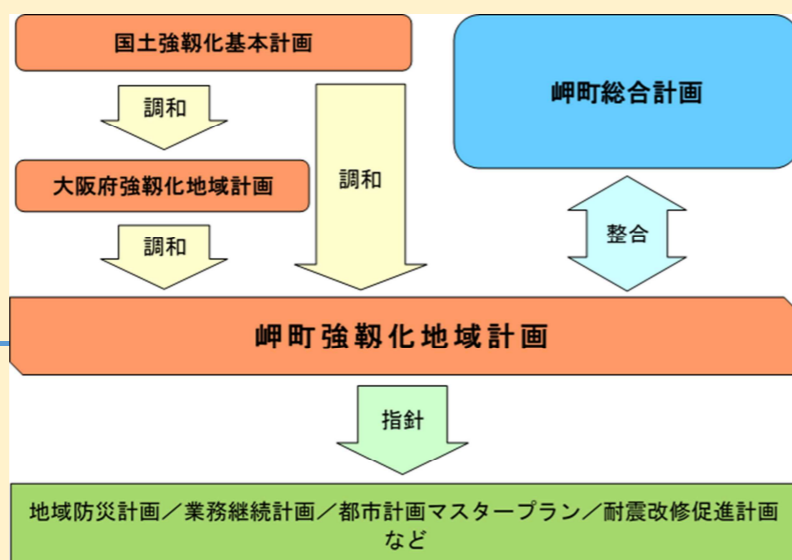
● 計画策定の考え方

平成25年12月	国は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行
平成26年6月	「国土強靱化基本計画」が閣議決定
平成28年3月	大阪府は「大阪府強靱化地域計画」を策定
平成30年12月	国は「国土強靱化基本計画」を改訂、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定
令和元年8月	国は、地方自治体に国土強靱化地域計画の早期策定を促し、国土強靱化の取組みを一層推進していくことを示す
令和2年3月	大阪府は、国の改訂や近年の災害教訓等を踏まえて「大阪府強靱化地域計画」を改訂
令和2年6月	岬町は、国や大阪府の改訂、過去の災害による教訓を踏まえて、防災・減災対策をはじめ、迅速な復旧復興に資する施策を総合的に網羅した「岬町強靱化地域計画」を策定

● 基本的な考え方

【計画の位置づけ】

本計画は、国土強靱化基本計画第13条に基づく国土強靱化地域計画として、国や大阪府との調和を図りつつ、まちづくりの総合的な指針となる「岬町総合計画」との整合を図り、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針とする計画



【計画の目的】

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を38ケース想定し、これらの事態を回避し、より適切に対応するため、既存の施策を総点検し、漏れがないよう体系的に整理したうえで取組みを推進

【基本目標】

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化（減災・縮災）を図ること
- ④ 迅速な復旧復興を図ること

【対象とする災害（リスク）】

大規模自然災害：地震、津波、風水害（台風、豪雨、高潮、土砂災害等）

【事前に備えるべき目標】

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

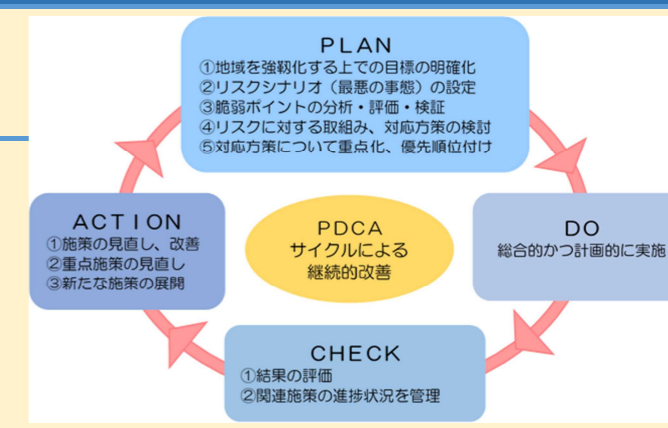
● 基本的な考え方

【計画期間】

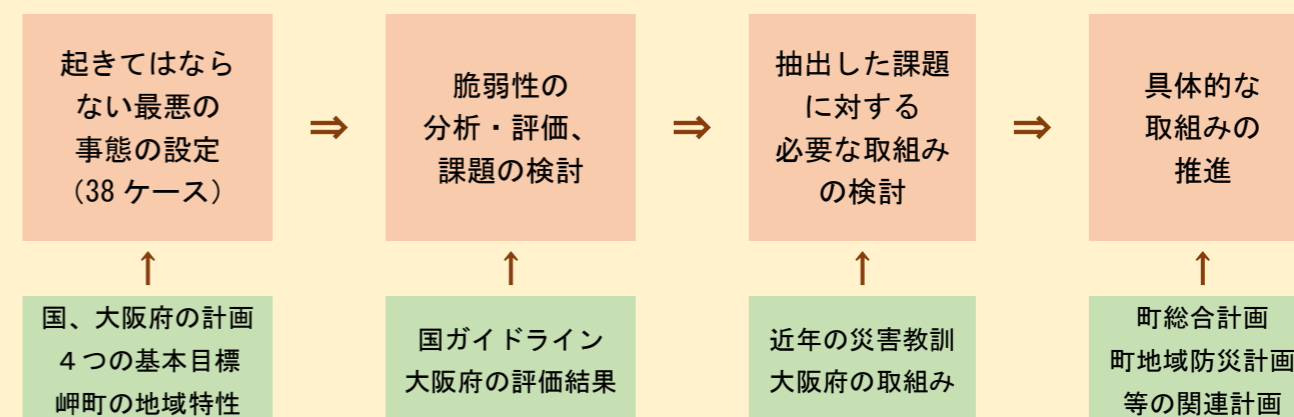
令和2年度（2020年度）から令和11年度（2030年度）までの10年間

【進捗管理】

- 国や大阪府との整合性を保ち、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施
- 施策の進捗状況等を定期的に把握、検証し、必要に応じて見直しを行う等、PDCAサイクルを繰り返して取組みを推進するとともに、新たな施策展開を図っていく



● 計画の流れ



● 町域の強靱化に関する脆弱性の評価と取組みの推進

【脆弱性評価】

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、関連計画に位置づけられている施策をベースに課題を分析するとともに、施策の達成度や進捗を把握して、現状の脆弱性を分析・評価

【強靱化に関する施策分野】

個別施策分野	① 行政機能／消防／防災教育等 ② 住宅・都市 ③ 保健・医療・福祉 ④ 情報・通信 ⑤ 産業（農林商工） ⑥ 交通・物流 ⑦ 国土保全（土地利用） ⑧ 環境・上下水道
横断的施策分野	① リスクコミュニケーション ② 人材育成 ③ 官民連携

【施策の重点化】

過去の災害経験や地域特性、社会情勢や環境の変化（地域防災力の低下、インフラの老朽化、気候変動など）、緊急性（人命保護に直結、リスクの切迫性など）を勘案し、15の重点化プログラムを選定



岬町
Misaki town

〒599-0392 大阪府泉南郡岬町深日2000-1
岬町まちづくり戦略室 危機管理担当
電話番号：072-492-2759（直通） FAX番号：072-492-5814（代表）

■ 岬町強靱化地域計画の概要

令和2年（2020年）6月

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） ※「1-1」太字・下線は重点化プログラム	具体的な取組み（個別施策分野の推進方針）
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	住宅・建築物の耐震化の促進及び液化化対策の普及啓発、「避難行動要支援者」支援の充実、町営住宅の長寿命化及び適正管理の推進、被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備 など
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生	密集市街地等の対策、準防火地域等の指定検討、常備消防力（消火、救急、救命等）の向上 など
	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生	津波に関する確な避難勧告等の判断・伝達、水門等機能の高度化、地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援 など
	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	治水対策、長期湛水の早期解消に向けた対策、施設の老朽化対策、下水道機能の早期確保
	1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	土砂災害対策、風水害・土砂災害に関する確な避難勧告等の判断・伝達
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	食料や燃料等の備蓄及び集配体制の対策、水道の早期復旧及び飲料水の確保、井戸水等による生活用水の確保、医薬品、医療用資器材の供給
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	迅速な道路啓開の実施、道路防災対策（山間部の法面対策等）の促進
	2-3 救助・救急活動等の絶対的不足	後方支援活動拠点の整備充実と広域避難地等の確保、緊急消防援助隊の受入れ体制の強化等、大規模災害時における受援力の向上 など
	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者（通勤・通学・観光客等）の発生、混乱	帰宅困難者対策の推進
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	医療関係機関との連携強化
	2-6 被災地における疫病・感染症等大規模発生	下水道施設の耐震化等、被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施 など
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生	避難所の確保と運営体制の確立、福祉避難所の確保、災害時における福祉専門職等（災害派遣福祉チーム等）の確保 など
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 町、町職員、防災拠点施設等の被災による機能の大幅な低下	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ対策、市町村間の相互応援体制、震災後の復興都市づくりにおける人材育成 など
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	防災情報の収集・伝達対策の推進
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	外国人旅行者の安全確保、災害時の町民への広報対策の推進
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	「逃げる」ための防災訓練等の実施及び大阪880万人訓練の充実、学校における防災教育の徹底と避難体制の確保 など
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	町内企業における事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の策定促進
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	ライフラインの確保等
	5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	重要な産業施設の防災対策の促進
	5-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	広域緊急交通路等の通行機能の確保、迅速な道路啓開の実施
	5-5 食料等の安定供給の停滞	被災農地等の早期復旧支援、食料の安定供給
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	ライフラインの確保
	6-2 下水道等の長期間にわたる供給停止	代替水源の確保（水道の早期復旧、飲料水確保）
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	し尿及び浄化槽汚泥の適正処理、下水道施設の耐震化等
	6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止	道路防災対策の推進
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	防災インフラの防災対策、広域避難計画の策定
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の火災発生による多数の死傷者の発生	火薬類・高圧ガス製造事業所の保安対策の促進
	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	事業所等防災対策、迅速な航路啓開の実施
	7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	交通確保体制の整備
	7-4 ため池、防災インフラ、ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	各種防災対策の推進
	7-5 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	管理化学物質の適正管理
	7-6 農地・森林等の被害による国土の荒廃	山地災害対策の推進
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物の適正処理
	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	災害ボランティア対策の推進
	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	長期湛水の早期解消に向けた対策、防災インフラの防災対策、広域避難計画の策定
	8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	発災時における地域の安全の確保、文化財所有者・管理者の防災意識の啓発
	8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	応急仮設住宅の早期供給体制の整備、復旧資材の調達・確保対策、住宅関連情報の提供、地籍調査の実施
	8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害	被災者の生活再建のための措置